

資源集団回収の手引き

1. 資源集団回収とは

資源集団回収は町内会・自治会、学校 PTA 等の市民の方で組織された団体が回収業者と協力して資源物を自主的に回収する仕組みのことをいいます。

2. 回収の対象となる品目



回収の対象となる品目は新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・古着・古布・リターナブルびん・雑紙等です。

3. 登録団体への支援

資源集団回収団体に登録し、「2. 回収の対象となる品目」を回収すると、1kgあたり3円の資源集団回収事業登録団体奨励金（以下、「奨励金」という。）を市から受けることができます。

交付された奨励金については、団体の活動に活用することができ、活動の活性化につながります。

4. 回収方法

資源集団回収の回収方法は、①回収を市登録業者に依頼する、あるいは、②登録団体自ら問屋に持ち込む の2つの方法があります。

※市登録業者以外に回収を依頼した場合は、奨励金の対象外になりますので、御注意ください。

5. 奨励金の申請時期

奨励金の申請時期は年2回です。

申請内容	回収時期	書類提出期限
前期分	1月～6月回収分	7月末日
後期分	7月～12月回収分	1月末日



奨励金申請の手続き案内は年1回5月中旬～6月初旬にかけて、市からお送りしています。後期の奨励金申請書は、前期の奨励金額の決定通知に1部だけ同封しますので、後期の申請にお使いください。

6. 奨励金申請書類の提出先

奨励金申請書類の提出先は、以下の所管の生活環境事業所です。

事業所名	所在地	電話	所管区域
川崎生活環境事業所	〒210-0826 川崎区塩浜 4-11-9	266-5747	川崎区
中原生活環境事業所	〒211-0012 中原区中丸子 155-1	411-9220	幸区、中原区
宮前生活環境事業所	〒216-0033 宮前区宮崎 172	866-9131	高津区、宮前区
多摩生活環境事業所	〒214-0032 多摩区枡形 1-14-1	933-4111	多摩区、麻生区

7. 奨励金申請の流れ

■ 回収を市登録業者に依頼している場合

- ① 資源集団回収ポイントを設置したら、回収場所の管理を行い、業者に資源物を引き渡す。
- ② 回収業者から月ごとの回収伝票（第5号様式）をもらう。
- ③ 奨励金申請時期がきたら、奨励金申請書（第4号様式）を記入し、業者からの回収伝票を添付し、所管の生活環境事業所に提出する。

■ 自ら回収し、問屋に持ち込んでいる場合

- ① 資源集団回収ポイントを設置したら、回収場所で資源物を回収し、市の資源集団回収事業に登録している問屋業者に持ち込む。
- ② 問屋業者から計量伝票と月ごとの回収伝票をもらう。
- ③ 奨励金申請時期がきたら、奨励金申請書を記入し、業者からの回収伝票及び計量伝票を添付し、所管の生活環境事業所に提出する。

【重要】回収業者がオンライン申請に対応している場合

オンライン化に対応している引渡業者から、エクセルで作成された回収伝票を紙に印刷したものが送付された場合、同封している紙の川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付申請書（第4号様式）の代わりに、LoGo フォームを通じたオンライン申請が可能となります。

オンライン申請の場合、回収伝票の提出は必要ありません。事務処理効率化のため、オンライン申請にご協力を願いいたします。(引渡業者から複写式の伝票が送付された場合は、これまで通り、紙の申請書での提出をお願いいたします。)

8. 奨励金の申請に必要な書類

■ 回収を市登録業者に依頼している場合① 奨励金申請書（第4号様式） ② 回収伝票（第5号様式）

※ 下記に該当する場合はその資料を併せて御提出ください。

③ 通帳に変更があった場合は、通帳の写し（1枚目と2枚目）

④ 団体の代表者など登録内容に変更が生じた際は、登録変更届（第2号様式）

■ 自ら回収し、問屋に持ち込んでいる場合

上記の書類に加え、⑤ 業者が発行した計量伝票も必要になります。



ここでチェック！



回収業者に回収をお願いしている場合でも、計量伝票が必要になる場合があります。

通常、資源集団回収の証拠書類である計量伝票は、回収業者から市へ、報償金を申請する際に証拠書類として、直接提出されています。

この業者からの計量伝票を証拠書類として、登録団体からの奨励金申請金額もチェックしています。

そのため、業者が市への報償金申請を行わない場合については、計量伝票を業者からもらい、団体から市へ提出することが必要になります。

奨励金の申請時には、業者が報償金の申請を行うか、事前に確認をお願いいたします。

9. 奨励金額の確定及び振込

前期（1月～6月）の申請分は9月末、後期（7月～12月）の申請分は3月末までに指定の口座に振り込まれます。

なお、奨励金の申請額の決定については、決定通知を9月末、あるいは3月末の振込前に送付しますので、そちらで御確認ください。

10. その他の手続について

① 登録変更届の提出

資源集団回収事業の実施の際に、市へ提出した内容から変更が生じた場合、登録変更届

(第2号様式) を市に提出する必要があります。

(変更届が必要な場合)

- ・**代表者・担当者の変更、回収日程・品目・場所の変更、回収業者の変更など**

※通帳の名義等の変更については、奨励金申請時に申請書と併せて御提出ください。

② 登録更新届の提出

資源集団回収の登録継続期間は**2年間**になります。2年間に1度**登録更新届（第1号様式の2）**の提出が必要になりますので、御注意ください。登録更新の時期には、登録更新届の提出の御案内を市から送付いたしますので、手続をお願いします。

なお、登録継続期間は、**団体ごとに登録した月から2年間ではなく、全登録団体で2年に一度、7月末に更新の時期を迎えます。**登録継続期間については、登録時及び登録更新時の手続完了の決定通知に記載しておりますので、そちらを御確認ください。